

## 海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務委託仕様書

岡山県（以下「本県」という。）が、海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務を委託するに当たり、仕様書を次のとおり定める。

### 1 委託業務名

海外でのイメージアップ戦略等の実施に係る業務

### 2 目的

ひとことで岡山の魅力を表すフレーズ「晴れの国おかやま」を、本年度改めて全国に発信する中、直行便が週 12 便運航され、県内の外国人宿泊者数が最も多く、全体の 4 割程度を占める台湾においても、本県の認知度をより一層向上させるため、観光に加え、特産品や移住先を含めた「晴れの国おかやま」の幅広い魅力を PR する。

### 3 事業概要

#### (1) KOL の招聘

台湾旅行者に 1 泊でも多く宿泊してもらい、将来的には移住定住を検討してもらえるように、KOL を比較的長期間（2 週間程度）招請し、旅行者目線に加え、生活者目線を含めて、本県の良さ取材してもらうとともに、取材内容を動画や画像等により情報発信してもらうことで、本県の新たな魅力及び認知度向上につなげる。なお、動画や画像等は Facebook 又は Instagram への投稿等も含むものとする。

#### (2) 現地イベント等の開催

一般消費者向けに、台湾台北地域で県独自のイベント等を開催し、本県の魅力を PR し、本県の認知度向上を図る。なお、現地イベント等では 3（1）の KOL を活用すること。

### 4 事業留意事項

上記 3 に掲げる事業について、企画、提案及び実施を行うこととし、その際の留意事項は次のとおりとする。

#### (1) 上記 3（1）について

ア 招聘する KOL は 1 者以上とし、台湾市場で影響力を持ち、効果的な情報発信を行うことができる者を選定すること。

イ 招聘期間は、2 週間程度とし、旅行者目線に加え、長期間滞在してみて初めて分かる生活者目線でのコンテンツを含めて情報発信すること。

ウ 招聘期間中のコンテンツは、提案によるものとするが、動画や画像等によるプロモーション効果が最大限発揮されるとともに、台湾人目線を意識した素材を積極的に組み込むこと。また、台湾人に本県の魅力を短時間で強く印象づけられるよう、画像に加え、動画を積極的に活用すること。提案には、宿泊、食事、取材先の手配等を含むこととし、招聘する KOL の入出国に関する必要な手

続き等を行うとともに、原則として岡山桃太郎空港の国際線直行便を往復利用すること。

エ KOLの招聘期間中、必要に応じて、中国語（台湾語）での通訳が可能な者を添乗させ、関係者との連絡調整をはじめとした全体のマネジメントを行わせること。

オ KOLが招聘期間中に撮影した動画や画像等をウェブページ等で情報発信する際には、取材先へのアクセスの方法等も併せて紹介するなどの工夫を行うこと。

カ KOLが招聘期間中に撮影した動画や画像等につき、必要に応じて県が二次利用したい意向がある場合、可能な限り協力すること。

キ その他、本県の認知度向上につながる効果的な企画等がある場合は、提案するとともに、実施すること。

## (2) 上記3(2)について

ア 開催するイベント等は提案によるものとするが、市場のニーズを踏まえ、岡山県の魅力が最も効果的に発信できるエリアで開催される内容とすること。

イ 実施に当たっては、会場の予約、通訳の手配等必要な準備を行うことはもとより、本県の魅力が十分にPRできるブースの装飾、運営等を行うこと。

ウ 効果検証を行うために必要なアンケート調査を実施し、アンケート結果をまとめ、次回の事業実施に向けた改善点等のフィードバックを行うこと。

ウ 本県職員が現地に参加するのに必要となる書類等の手続きを行うこと。

エ 本県職員が現地に行けない場合は、イベントの運営等必要な人数を確保すること。

オ 上記3(1)で取材した内容を効果的に活用することで、イベントへの誘客につなげること。

## 5 パブリシティについて

上記3の事業実施については、ウェブページ、SNS、各種メディアを活用したパブリシティに努めるとともに、必要に応じて有料での広告掲載等を行い、本県の認知度向上に努めること。

## 6 業務に係る留意点

(1) 委託業務の実施に当たっては、本県の指示に従うこと。

(2) 委託業務の企画、実施に当たっては、台湾人の嗜好等を反映させるなど現地情報の収集等に努めること。

(3) 委託業務の実施に効果的な企画等がある場合は、提案書に盛り込むこと。

(4) 事業の実施に当たっては、関連する法令等を遵守すること。

(5) 事業の実施にあたり知り得た事実又は個人情報のみだりに第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講ずること。

(6) コンテンツ制作に当たっては、次の事項を遵守すること。

① 他人の名誉、信用、プライバシー権、肖像権、著作権、その他の権利を侵害しないこと。また、必要な権利処理を受託者において行うこと。

- ② 企画は、他からのコピー並びに転用は行わないこと。また、視聴者が不快に感じるイメージや言葉を使うことなく、公序良俗や一般常識に反する内容でないこと。
  - ③ 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い等、その他付随する業務全般を実施すること。
- (7) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、岡山県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること。
- (8) 台湾及び日本の感染症対策を遵守すること。
- (9) 社会情勢等による委託業務の実施時期の変更等への対応についても想定しておくこと。

## 7 委託期間

契約締結の日から令和8年3月19日まで

## 8 委託限度額

4,000,000円以内（消費税等を含む。）

## 9 成果物の提出等

- (1) 成果物 実施報告書（A4版）2部
- (2) 提出場所 岡山県総合政策局公聴広報課
- (3) 提出期限 令和8年3月19日（木曜日）
- (4) その他 成果物の作成に当たっては、次の点に留意すること
  - ①事業の実施状況等をわかりやすく正確に記載すること
  - ②本事業実施による効果を調査し、取りまとめること